

定価(消費税別)一箇年 一六、〇〇〇円(郵送料を含む。)

# 山梨県公報

号外第六十号

平成十五年

十月十日

金 曜 日

目 次

企 業 局

丘の公園の指定管理者の募集について……………一

## 企 業 局

● 丘の公園の指定管理者の募集について

山梨県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年山梨県条例第四十二号)附則第二項の規定に基づいて指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望する者を次のとおり募集する。

平成十五年十月十日

山梨県公営企業管理者

早

川

勲

## 1 指定管理者の募集

山梨県企業局（以下「企業局」という。）は、本県の恵まれた立地条件と美しい自然を生かす中で、観光の開発等を行うことにより地域の振興を図ることを目的とした地域振興事業を、昭和52年から実施しております。

昭和58年度からは、子どもからお年寄りまですべての人々が楽しめる総合スポーツ・レクリエーション施設として「丘の公園」の建設に着手し、昭和61年7月から営業を開始しました。また、第2期工事として昭和62年度から3ヶ年の継続事業でゴルフ場9ホールを増設するとともに、公園内に湧出した温泉の有効利用を図るため温泉利用施設「アクアリゾート清里」の建設に着手し、併せてパターゴルフ場の増設及びオートキャンプ場の整備を行い、平成8年4月にオープンしました。

また、農政部で整備した「まきば公園」の建設に併せて、平成6年4月に「まきばレストラン」をオープンしました。

地域振興事業は、これまで八ヶ岳南麓地域の重要な集客拠点として大きな役割を果たしており、地域経済の発展、雇用の創出、県民福祉の増進などに貢献してきました。

しかし、長期に渡る厳しい経済情勢の中で、国、地方ともに、簡素で効率的な行政システムの確立、時代の要請に即応する行政執行や経営の効率化などが求められています。そのため、本県においては、行政評価システムの構築、外部委託の導入、PFIによる民間的経営手法の活用などによる改革を進めているところです。

こうした改革の一環として、企業局における地域振興事業については、これまでの経営方法を改め、「民間でできることは民間に委ねる」という考えに基づき、地方自治法の一部改正（平成15年9月2日施行）により創設された公の施設の管理手法である「指定管理者制度」を採用し、平成16年度から、丘の公園の管理を民間事業者等をお願いすることとしております。

つきましては、次の条件、内容等により丘の公園の管理をお願いする事業者（以下「指定管理者」という。）を募集します。

## 2 管理の条件

指定管理者には、丘の公園の管理を行う上で、次の条件を遵守していただきます。

### (1) 地域振興事業の目的に沿った管理

土地、建物等を一括して管理し、地域振興事業（ゴルフ事業、レジャー事業及

びレストラン事業)の目的に沿った運営を行うこと。

(2) 管理期間

平成16年4月1日から10年間

(3) 企業局納入金の納入

協定に基づく企業局納入金を、毎年度納入すること。(月割納付)

(4) 事業所の設置

山梨県内に事業所を設置すること。

(5) 個人情報の保護

管理を通じて取得した個人情報については、外部に漏えい等しないよう適切な措置を講ずること。

(6) 事業報告書の提出

毎年度、事業終了後速やかに事業報告書を提出すること。

(7) 関係法令の遵守

地方自治法その他の関係法令、山梨県公営企業の設置等に関する条例(以下「条例」という。)等を遵守すること。

3 管理の内容

指定管理者に管理をお願いする内容は、次のとおりです。

(1) 施設等の位置、規模及び所有者

① 位置

ゴルフ事業、レジャー事業 北巨摩郡高根町清里3545番地の5

レストラン事業 北巨摩郡大泉村西井出8240番地の1

② 規模

丘の公園清里ゴルフコース(27ホール、クラブハウス等)

アクアリゾート清里(温水プール、露天風呂等)

オートキャンプ場(ケビン、キャンプサイト等)

その他施設(レジャーハウス、テニスコート、

パターゴルフ場、ボールゲーム場、つどいの野原)

1,242,657㎡

まきばレストラン(レストラン、売店等)

5,835㎡

③ 所有者

土地：山梨県（恩賜県有財産）

土地以外：山梨県企業局

(2) 利用の承認

指定管理者の責任において、丘の公園の施設を利用しようとする者の利用の承認をしていただきます。

(3) 施設及び設備器具の維持管理

施設及び設備器具の維持管理を、指定管理者の責任において行っていただきます。なお、実施に当たっては、あらかじめ企業局と協議し承認を受けていただきます。

(4) 利用料金の設定

条例に定める額の範囲内で、利用料金を設定していただきます。

(5) 指定管理者の収入

事業運営に係る総収入は、指定管理者の収入とします。(利用料金制)

(6) 通称の使用

丘の公園の各施設には、指定管理者となる民間事業者等の希望する通称を使用することができます。

4 プロポーザルの内容

プロポーザルに応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、次の（1）から（3）について提案してください。

(1) 丘の公園の管理

- ① ゴルフ事業、レジャー事業及びレストラン事業の3事業に関する施設を一括して管理する中で、公の施設としての利用率の向上や住民への質の高いサービスの提供などにより、長期にわたり効果的で効率的な管理を行うことができる提案を求めます。
- ② 3事業に関する施設形態、事業内容等について、清里地域や八ヶ岳南麓の観光資源の活用、集客の拡大が図られる提案を求めます。
- ③ 効果的な管理を踏まえた上での、(財)丘の公園管理公社職員の雇用についての提案を求めます。

(2) 企業局納入金

借地料や企業局の必要経費として、毎年度1億5千万円を基本とする企業局納

入金についての提案を求めます。

(3) 施設の修繕

平成16年4月からの管理の開始前に必要な施設の修繕についての提案を求めます。

提案に基づき、修繕箇所や内容（規模）を検討した上で、必要に応じて企業局があらかじめ修繕を実施します。

5 応募資格等

(1) 応募者の備えるべき資格要件等

- ・ 山梨県内に拠点を置く又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）
- ・ 次のいずれかに該当する法人等は、応募者となることはできません。
  - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札の参加者の資格）に該当する者
  - ② 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続きをしている法人等
  - ③ 山梨県から指名留保又は指名停止措置を受けている法人等
  - ④ 法人税、法人（都）道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等

(2) 応募の制限

- ・ 提案は、1法人等につき1件とします。

(3) 応募者の形態

- ・ 本施設の管理のために、新法人等を設立する場合は、新法人等を応募者としてください。
- ・ 新法人等を設立する場合は、山梨県議会における指定管理者の指定の議決（12月中旬）までに、法人登記簿謄本又は法務局登記官の受領証を提出してください。

6 応募書類

プロポーザルにおける応募書類は、次の（1）から（4）に記載するものすべてです。

提出部数は、正本1部及び副本5部です。ただし、(4) (会社概要を除く。) については正本1部のみ提出してください。

なお、新法人等が応募する場合は、(2) から (4) に関しては、新法人等に出資を行おうとする法人等に関する書類を提出してください。

プロポーザルにおいて選定された事業者 (以下「選定事業者」という。) 以外の提案書等は、山梨県議会における指定管理者の指定の議決後に返却します。

#### (1) 提案書

- ・ 申出書
- ・ 提案のコンセプト
- ・ 営業方針
- ・ 運営計画 (営業日数、営業時間、利用料金等)
- ・ 3事業に関連する集客事業計画
- ・ 平成16年度収支計画
- ・ 平成16年度資金計画
- ・ 5年間の中期収支計画 (利用人員予測、収支計画、資金需要等)
- ・ 従業員雇用計画 (雇用者数、正規・パート等の別、アルバイト等)
- ・ 顧客管理方法
- ・ 施設維持修繕計画
- ・ 事業悪化の場合の対応策

※ 提案書の大きさはA4版とし、3事業の総括表と個別事業表を作成してください。

#### (2) ゴルフ場、レジャー施設、レストラン等の運営実績に関する書類

※ 実績等がない場合でも、それに代わる資料がある場合はその資料を提出してください。

#### (3) 過去3年間の決算書

#### (4) 定款、印鑑証明、法人登記簿謄本、納税証明書、会社概要等

### 7 スケジュール等

プロポーザルにおけるスケジュール等は、次のとおりです。

#### (1) 募集期間

平成15年10月10日 (金) ～ 11月7日 (金)

※ 応募書類の提出は、現地見学会後から受け付けます。

## (2) 応募書類の提出先

山梨県企業局総務課（県民会館5階）

- ・ 〒400-0031 山梨県甲府市丸の内一丁目9番11号
- ・ 応募書類の提出は、持参又は郵送とします。
- ・ 受付時間は、午前9時から午後5時までです。（土・日・祝日は受け付けません。）
- ・ 郵送（原則として書留）の場合は、11月7日（金）午後5時必着とします。

## (3) スケジュール

月 日	内 容
10月10日～11月7日	募集期間（土・日・祝日は受け付けません。）
10月17日、20日、22日	現地見学会
11月8日～11月14日	一次審査（書類審査）
11月17日、18日	二次審査（プレゼンテーション）
11月下旬	指定管理者の内定

## (4) 現地見学会

現地見学会では、建物、構築物、機械装置などについて説明します。

- ・ 日 時：平成15年10月17日（金）、20日（月）、22日（水）のいずれか。  
午前9時30分又は午後1時30分集合

- ・ 集合場所：レジャーハウス前

※ 現地見学会に出席を希望する応募者は、前日までに参加希望日時及び見学希望施設を、企業局総務課までご連絡ください。

※ 質問は、10月24日（金）までに書面で提出してください。（ファクス、メール可）

## (5) 実施要項に関する質問の受付・回答

- ・ 受付期間：平成15年10月10日（金）～10月31日（金）

※ 質問は、10月31日（金）までに書面で提出してください。（ファクス、メール可）

回答は、以下のホームページ及び企業局掲示板（県民会館5階）において公表します。（質問者名は公表しません。）

- ・ ホームページアドレス

<http://www.pref.yamanashi.jp/kigyok/kigyos/index.html>

- ・ ファクス：055-237-8162

- ・ メール：kigyosom@pref.yamanashi.jp

## 8 選定

指定管理者の選定は、企業局が行います。

指定管理者の選定に当たっては、提出された提案書等により、一次審査（書類審査）、二次審査（プレゼンテーション）を行います。一次審査の結果は、11月14日（金）までに連絡します。

二次審査では、一次審査を通過した提案についてプレゼンテーションを行っていたき、提案書等の内容について総合的に審査します。

## 9 審査

(1) 審査基準は、次のとおりです。

- ① 事業計画が適切なものであること。
- ② 事業計画を確実に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。
- ③ 最も効果的かつ効率的な管理を実施できる者であること。

(2) 主な審査のポイントは、次のとおりです。

- ・ 応募資格に適合しているかどうか。
- ・ 地域振興事業の目的に沿った事業計画であるかどうか。
- ・ 事業計画が効果的かつ効率的な管理を実施できる計画であるかどうか。
- ・ 提案書の内容が、現実的かつ独創的であるかどうか。
- ・ 関連集客事業の内容が効果的であるかどうか。
- ・ 企業局納入金が適切な額であるかどうか。
- ・ 本業の経営基盤が安定しているかどうか。
- ・ 資金調達力があるかどうか。
- ・ 事業計画が地元に貢献する内容であるかどうか。
- ・ 雇用の創出に積極的であるかどうか。
- ・ 全体として、長期的に事業運営できるかどうか。

(3) 一次審査及び二次審査は、企業局が設置する審査委員会が審査基準に基づき、審査します。

審査委員会は、企業経営等に精通している者により組織されます。

(4) 審査委員会は、非公開とします。



(5) 審査結果は、指定管理者の指定後まで開示できません。

## 10 指定管理者と企業局との責任分担

指定管理者と企業局の責任分担は、原則として次のとおりです。

項 目	指定管理者	企業局
・ 施設(建物、構築物、機械装置等)の保守点検	●	
・ 施設の維持管理(植栽管理、清掃等を含む。)	●	
・ 安全衛生管理	●	
・ 売掛金の回収	●	
・ 資金調達	●	
・ 事故、火災等による施設の損傷(事案による。)	●	●
・ 施設利用者の被災に対する責任(事案による。)	●	●
・ 県有施設の火災共済保険加入		●
・ 土地の賃借料		●
・ 包括的な管理責任		●

## 11 指定管理者の責任履行に関する事項

指定管理者の責任履行に関する事項は、次のとおりです。

- (1) 指定管理者が企業局納入金の納入を遅延した場合は、山梨県財務規則第120条第3項に定める利率(年9.75%)により算定した遅延損害金を徴収します。
- (2) 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに企業局に報告しなければなりません。
- (3) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに企業局に報告しなければなりません。
- (4) (1)から(3)に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定に定めます。

## 12 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項は、次のとおりです。

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、企業局は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができます。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、企業局は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- (2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、企業局は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- (3) (1) 又は (2) により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、企業局に生じた損害を賠償しなければなりません。
- (4) 不可抗力その他企業局又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、企業局と指定管理者は、事業継続の可否について協議することとします。
- (5) (1) から (4) に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定に定めます。

## 13 その他事業実施に必要な事項

その他事業実施に必要な事項は、次のとおりです。

- (1) 指定管理者の指定及び協定の締結  
企業局は、選定事業者を指定管理者として指定します。  
また、指定管理者と丘の公園の管理に関する協定を締結します。  
※1 指定管理者の指定には、山梨県議会の議決が必要です。  
※2 協定の締結は、指定管理者の指定後となります。
- (2) 指定管理者の形態  
指定管理者は、応募者と同一の法人等に限ります。
- (3) その他
  - ・ 応募に係る経費は、すべて応募者の負担とします。
  - ・ 応募書類に虚偽の記載があつた場合は、失格とします。

- ・ 選定事業者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがあります。
- ・ 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
  - ① 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
  - ② 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

#### 14 問い合わせ先

山梨県企業局総務課 経営企画担当

住 所：〒400-0031

山梨県甲府市丸の内一丁目9番11号

電 話：055-223-5384

ファクス：055-237-8162

メー ル：kigyosom@pref.yamanashi.jp

※ 様式については、掲載を省略しましたので、問い合わせてください。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番